事故救済制度委託事業者の選定のイメージ

○選定方法

- 一般公募による見積り合せで選定(3年間の運用を想定)。
 - ※申込みのあった者(参加資格を満たした者)のうち、最も安価な価格で見積った者を 委託事業者として選定する。
 - ※価格のみで事業者を選定するため、選定のための事故救済制度に関する専門部会は 開催しない(参加資格の確認も事務局で行う)。
 - ≪参加資格の想定≫
 - ・損害保険の免許を有する。
 - ・委託先としての信頼性を有する(格付け等)。
 - ・神戸市内に本店、支店等の拠点を有する。
 - ・神戸市の入札・契約の資格がある(税の未納がない、健全経営等)。

○選定の流れ

①事業者の公募



②参加申込みの受付



③参加資格の確認



④見積書の提出



⑤事業者の選定(最低見積価格を提出した事業者)